

あきた

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
発行所 秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町 3 番 50 号
印刷所 株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

- 秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（第60号）…………… 2
- 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（第61号）…………… 2
- 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（第62号）…………… 2
- 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例（第63号）…………… 2

規 則

- 秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を決める規則（第29号）…………… 2
- 秋田市公報発行規則の一部を改正する規則（第30号）…………… 3
- 秋田市財務規則の一部を改正する規則（第31号）…………… 3
- 秋田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則（第32号）…………… 3

訓 令

- 秋田市公印規程の一部を改正する訓令（第7号）…………… 3

告 示

- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第299号）…………… 4
- 令和3年度第2期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第300号）…………… 4
- 指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者の廃止について（第301号）…………… 4
- 表彰した者の氏名および事績の概要について（第302号）…………… 4
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第303号）…………… 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（第304号）…………… 4
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第305号）…………… 5
- 令和3年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第306号）…………… 5
- 令和3年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書の公示送達について（第307号）…………… 5
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第308号）…………… 5
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第309号）…………… 5
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の

- 指定、変更および廃止について（第310号）…………… 5
- 医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定について（第311号）…………… 6
- 指定居宅サービス事業者の廃止について（第312号）…………… 6
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第313号）…………… 6
- 秋田市議会定例会の招集について（第314号）…………… 6
- 交付要求通知書の公示送達について（第315号）…………… 6
- 秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第316号）…………… 6
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について（第317号）…………… 6
- 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第318号）…………… 7
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第319号）…………… 7
- 令和3年11月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第320号）…………… 7

教 委 告 示

- 秋田市立小、中学校通学区域の一部改正について（第16号）…………… 8
- 教育委員会定例会の招集について（第17号）…………… 9

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について（第12号）…………… 9

上 下 水 道 局 告 示

- 指定排水設備工事業者の休止について（第19号）…………… 9

公 告

- 許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 9
- 建築基準法による道路の指定の廃止について…………… 9
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について…………… 9
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に係る届出について…………… 10
- 許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 10
- 市有地の売払いについて…………… 11
- 予防接種法による定期予防接種について…………… 11
- 農用地利用集積計画の策定について…………… 11
- 許可した開発行為に関する工事の完了について…………… 12
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について…………… 12
- 地籍調査を行った地区の土地の地図および簿冊の閲覧について…………… 12

.....12
○許可した開発行為に関する工事の完了について.....12

条 例

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和3年11月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第60号

秋田市職員給与条例および秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(秋田市職員給与条例の一部改正)

第1条 秋田市職員給与条例(昭和28年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の67.5」を「100分の67.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第2条 秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の112.5」を「100分の117.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の112.5」を「100分の117.5」に、「100分の62.5」を「100分の65」に改める。

(秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の162.5」の次に「と、「100分の112.5」とあるのは「100分の152.5」を加える。

第4条 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の162.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の152.5」を「100分の157.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第61号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第7条中「100分の160」を「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の150」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条中「6月に支給する場合には100分の160、12月

に支給する場合には100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第62号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例(平成3年秋田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の160」を「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の150」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の160、12月に支給する場合には100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年11月29日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第63号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

第1条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例(昭和22年秋田市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改める。

第2条 秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の157.5」を「100分の152.5」に、「100分の150」を「100分の155」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

規 則

秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年11月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市市税条例等の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則

秋田市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年秋田市条例
第43号）附則第1項第3号に掲げる規定の施行期日は、令和3年
11月1日とする。

秋田市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年11月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市公報発行規則の一部を改正する規則

秋田市公報発行規則（昭和24年秋田市規則第39号）の一部を次
のように改正する。

第6条を次のように改める。

第6条 市公報は、市のホームページへの掲載により一般の閲覧
に供するものとする。

附 則

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

秋田市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年11月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

秋田市財務規則の一部を改正する規則

秋田市財務規則（平成9年秋田市規則第37号）の一部を次のよ
うに改正する。

第43条の2の見出しを「（指定納付受託者の指定の手続）」に
改め、同条第1項中「第231条の2第6項」を「第231条の2の3
第1項」に、「指定代理納付者」を「指定納付受託者」に改め、
同条第2項を次のように改める。

2 市長は、指定納付受託者を指定したときは、法第231条の2
の3第2項に規定する事項のほか、当該指定納付受託者が納付
事務を行う歳入等（法第231条の2の2に規定する歳入等をい
う。以下同じ。）を告示するとともに、会計管理者に通知しな
ければならない。その告示した事項に変更があったとき、又は
指定を取り消したときも、同様とする。

第76条の2第3号を次のように改める。

(3) 指定納付受託者が納付事務を行う歳入等に係る取扱手数料
当該指定納付受託者が納付事務を行う当該歳入等に係る収
入金

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。
（経過措置）

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以
下「改正法」という。）附則第19条第2項の規定によりなお従
前の例によることとされた改正法第6条の規定による改正前の
地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定
する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）に係
る改正前の秋田市財務規則第43条の2第2項および第76条の2
第3号の規定の適用については、この規則の施行の日から令和
5年3月31日（改正法附則第19条第3項の規定により当該指定
代理納付者に係る指定が効力を失った場合にあっては、当該効
力を失った日の前日）までの間は、なお従前の例による。

3 改正法附則第19条第4項又は第5項の規定により指定代理納
付者であった者に納付させる歳入に係る改正後の秋田市財務規
則第76条の2第3号の規定の適用については、同号中「指定納
付受託者が納付事務を行う歳入等」とあるのは「地方税法等
の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第19条第2項
の規定によりなお従前の例によることとされた同法第6条の規
定による改正前の法第231条の2第6項に規定する指定代理納
付者（以下「指定代理納付者」という。）であった者に納付さ
せる歳入」と、「当該指定納付受託者が納付事務を行う当該歳
入等」とあるのは「当該指定代理納付者であった者が納付する
当該歳入」とする。

秋田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則をこ
こに公布する。

令和3年11月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第32号

秋田市危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

秋田市危険物の規制に関する規則（昭和60年秋田市規則第7号）
の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「仮貯蔵仮取扱承認申請書を正副」を「仮貯蔵
仮扱い承認申請書を」に改め、同条第2項中「その旨を表示し
た」を「仮貯蔵仮扱い承認証に」に、「の副本を」を「1部を
添えて」に改め、同条第3項中「の副本」を「1部」に改める。

第10条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5
号までを1号ずつ繰り上げ、第6号の前に次の1号を加える。

(5) 省令第1条の6の規定による仮貯蔵又は仮取扱いの承認申
請

第12条（見出しを含む。）中「仮貯蔵仮取扱承認申請書」を
「仮貯蔵仮扱い承認証」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市危険物の規制に関する規則の規定は、この規
則の施行の日以後に行われる仮貯蔵又は仮取扱いの承認の申請
について適用し、同日前に行われた仮貯蔵又は仮取扱いの承認
の申請については、なお従前の例による。

訓 令

秋田市訓令第7号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年11月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市公印規程の一部を改正する訓令

秋田市公印規程（昭和32年秋田市訓令第9号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表の表第46号および別表の公印のひな形(46)を削る。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

2 地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号。以下「改正法」という。）附則第19条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた改正法第6条の規定による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）による納付の承認に係る改正前の秋田市公印規程別表の表第46号および別表の公印のひな形(46)の規定の適用については、この訓令の施行の日から令和5年3月31日（改正法附則第19条第3項の規定により当該指定代理納付者に係る指定が効力を失った場合にあつては、当該効力を失った日の前日）までの間は、なお従前の例による。

告 示

秋田市告示第299号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年11月1日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：形成外科に関する医療

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	更新年月日
38	元町形成外科	秋田市御所野元町五丁目12番1号	橋田直久	令和3年9月1日

秋田市告示第300号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年11月2日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
令和3年度第2期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第301号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項および第115条の15第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者および指定地域密着型介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11および第115条の20の規定により告示する。

令和3年11月4日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
医療法人久幸会	あじさいの家	秋田市山王沼田町4番11号	令和3年10月31日	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

秋田市告示第302号

令和3年11月5日に秋田市文化振興条例（昭和58年秋田市条例第4号）第6条第2項の規定に基づき表彰した者の氏名および事績の概要を、秋田市文化振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第11号）第8条第1項の規定により告示する。

令和3年11月9日

秋田市長 穂 積 志

秋田市文化章

長谷川 酔 月（長谷川 三紀夫）

川柳の普及と後進の育成に努め全国大会の開催や川柳を通じた国際交流、地域貢献活動に尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

梅 若 梅 祥（伊 藤 哲）

民謡の研鑽に務め後進の育成や全国大会をはじめ多くの行事開催に尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

小 松 奇 峰（小 松 妙 子）

華道の研鑽に努め後進の育成や国民文化祭の華道部門の事業開催に尽力されるなど本市文化の発展に貢献した。

秋田市告示第303号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年11月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別別紙（省略）のとおり

秋田市告示第304号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり更新したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年11月11日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	更新年月日
194	なごみ調剤薬局	秋田市広面字家ノ下35番地1	令和3年12月1日

秋田市告示第305号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年11月11日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
11	SOMP Oケア秋 田旭川訪 問看護	秋田市旭川清 澄町16番17号	SOMP Oケア 株式会社 代表取締役 遠 藤 健	令和3年 12月1日

秋田市告示第306号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年11月11日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
令和3年度国民健康保険納税通知書

秋田市告示第307号

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明のため送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該書類は企画財政部市民税課で保管し、送達を受ける

課所室名	委任事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料およびこれらに附随する収入金の収納に関する事務ならびに入札保証金および契約保証金に関する事務

秋田市告示第310号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年11月16日

秋田市長 穂 積 志

べき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年11月12日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の氏名および住所
鎌 田 莉 子
秋田市榎山太田町1番25号
- 送達すべき書類の名称
令和3年度市民税・県民税納税・納税変更通知書兼特別徴収税額決定・変更通知書

秋田市告示第308号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

令和3年11月12日

秋田市長 穂 積 志

- 売りさばき人の指定を受けた者
 - 住所
秋田市榎山登町5番36-1002号
 - 名称
株式会社わいわいワールド
 - 氏名
佐 藤 由香利
- 売りさばき所の所在地および売りさばき所の名称
 - 秋田市保戸野桜町4番15号
セブーンイレブン秋田保戸野桜町店
 - 秋田市広面字屋敷田316番地
セブーンイレブン秋田広面屋敷田店

秋田市告示第309号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

令和3年11月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
魁聖園デイサービスセンター	秋田市新藤田字治郎沢52番地6	令和3年10月15日

2 変更

事業所名称	所在地		変更年月日
有限会社ハンドネットワーク	旧	秋田市外旭川字三後田250番地 SKオフィスビル1F	令和3年10月1日
	新	秋田市外旭川字三後田169番地 エクセル山本1F	

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
あじさいの家	秋田市山王沼田町4番11号	令和3年10月31日

秋田市告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。

令和3年11月16日

秋田市長 穂 積 志

事業所名称	所在地	指定年月日
調剤薬局ツルハドラッグ秋田広面店	秋田市広面字樋ノ沖93番地1	令和3年11月1日
SOMPOケア秋田旭川訪問看護	秋田市旭川清澄町16番17号	令和3年10月1日

秋田市告示第312号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の規定により告示する。

令和3年11月16日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
合同会社はぁとケアグッド	はぁとらんの風	秋田市外旭川八柳一丁目17番13号	令和3年11月14日	訪問介護

秋田市告示第313号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年11月17日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
252	佐野薬局広面樋ノ上店	秋田市広面字樋ノ上11番	土 田 雅 也	令和3年12月1日

秋田市告示第314号

令和3年11月29日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
令和3年11月22日

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第315号

次の交付要求通知書は、その送達を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該書類は、企画財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年11月24日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
住 所
秋田市寺内字三千刈72番地 サンドミニウム三千刈Ⅱ101号
対象者
L E E I N J E
- 送達する書類
交付要求通知書 1通

秋田市告示第316号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市家庭ごみに係る一般廃棄物処理手数料の徴収の事務を、令和3年11月22日から令和4年3月31日まで、次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年11月24日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名ならびに指定ごみ袋取扱店
秋田市榎山登町5番36-1002号
株式会社わいわいワールド 代表取締役 佐 藤 由香利
セブンイレブン 秋田保戸野桜町店
セブンイレブン 秋田広面屋敷田店

秋田市告示第317号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和3年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数
 - 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
 - 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1台
 - 撤去し、保管した年月日

令和3年10月3日から同月31日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）
秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和3年11月25日から令和4年5月25日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。

4 問合せ先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第318号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

令和3年11月29日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：訪問看護

指定番号	医療機関の名称	所在地	開設者名	指定年月日
12	みんなのまち訪問看護ステーション	秋田市新屋比内町22番22号	セントシェアハウス株式会社 代表取締役 土岐一洋	令和3年12月1日

秋田市告示第319号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による身体障害者手帳の申請に関わる医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

令和3年11月30日

秋田市長 穂 積 志

医師氏名	医療機関名	診療科名	担当する障害分野
若林玲奈	秋田県立医療療育センター	整形外科	肢体不自由
茂木はるか	市立秋田総合病院	消化器外科	ぼうこう又は直腸機能障害

秋田市告示第320号

令和3年11月29日の「令和3年11月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和3年11月30日

秋田市長 穂 積 志

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第9号）
令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ634,043千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,688,263千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 28,152,333	千円 634,043	千円 28,786,376
	1 国庫負担金	20,303,321	112,450	20,415,771
	2 国庫補助金	7,786,376	521,593	8,307,969
歳 入 合 計		145,054,220	634,043	145,688,263

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 衛生費		千円 12,882,478	千円 634,043	千円 13,516,521
	2 保健所費	4,710,259	634,043	5,344,302
歳 出 合 計		145,054,220	634,043	145,688,263

令和3年度秋田市一般会計補正予算（第10号）
令和3年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,105,377千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,793,640千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 28,786,376	千円 2,105,377	千円 30,891,753
	2 国庫補助金	8,307,969	2,105,377	10,413,346
歳 入 合 計		145,688,263	2,105,377	147,793,640

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 53,442,260	千円 2,105,377	千円 55,547,637
	2 児童福祉費	19,893,651	2,105,377	21,999,028
歳 出 合 計		145,688,263	2,105,377	147,793,640

教 委 告 示

秋田市教委告示第16号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を改正する件
令和3年11月8日

秋田市教育委員会

教育長 佐藤孝哉

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表の飯島小学校の表飯島の項中「、飯田一丁目12番40号、13番28号」を削り、同表飯島字の項中「、潟端」、「、下沖谷地、下谷地」、「、東中谷地、東上谷地」および「、船堰外谷地」を削る。

秋田市立小学校通学区域表の上新城小学校の表を削る。

秋田市立小学校通学区域表の飯島南小学校の表飯島の項中「12番11号」の次に「、12番40号」を、「13番20号」の次に「、13番28号」を加え、同表飯島字の項を次のように改める。

飯島字	飯田水尻1番地～124番地、飯田水尻395番地7、大崩、大袋、潟端、下沖谷地、下谷地、田尻、田尻堰越、長野、南場掛、西袋、東中谷地、東上谷地、船堰外谷地
-----	--

秋田市立小学校通学区域表の飯島南小学校の表飯島字の項の次に次のように加える。

下新城岩城字	明通、中山
上新城石名坂字	泉沢、桂沢、堂ノ前、羽鳥沼、比内沢
上新城小又字	梅ノ木台、大槻前、落合、啞市、恐野淵、小又沢、困地田、行人沢、熊入沢、下戸ヶ沢、境、酒盛、沢尻ヶ沢、下啞市、十二柳、曾根田、高野屋、田中、羽黒沢、蛇野、平ヶ沢、仏台、正木台、水上沢、山口、山時沢、山神、山野根、寄合田、脇野田、堂ノ前
上新城五十丁字	芋地、潤金、大木前、大町、大町尻、大村

	屋敷、男鹿田、小林、桜田、桜町、塩辛、新田町、杉崎、大平、館越、田中川原、細入、森越
上新城白山字	岩関、白田、白山、白山沢、竹山、堂ノ前、西ヶ沢、ミサゴ沢、山口、山ノ根、湯ノ沢
上新城中字	家ノ後、稲荷田、ウリ崎、大沢、片野、川端、袖ヶ沢、槻ノ木、堂ノ前、南波掛、鼻コシリ、松木台
上新城保多野字	家合、大保、恐淵、境田、杉沢、堂ノ下、仲山、山鼻
上新城道川字	愛染、家ノ下、イブリ沢、入ヶ沢、牛沢、ウトフ坂、大沢、大滝、貝布沢、雷、桑ノ木、五百刈沢、駒引沢、五六沢、大豆田、出崎、堂田、鳥木沢、長田、長沼、夏張、深川、深田山根、二ツ沼、宮ノ下、明歩田、柳沢、山ノ下、湯ノ沢、脇ノ沢
上新城湯ノ里字	愛子山、家ノ前、杉沢、滝ノ下、雷電

附 則

施行期日は、令和4年4月1日とする。

秋田市教委告示第17号

令和3年11月19日午後1時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和3年11月16日

秋田市教育委員会

教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 第4次秋田市教育ビジョンを策定する件
- 令和4年度教職員人事異動方針について

農 委 告 示

秋田市農委告示第12号

令和3年11月18日午後2時秋田市役所正庁に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和3年11月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 農用地利用集積計画（令和3年度第8号）に関する件

指定廃止路線一覧

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和49年 6月28日	S49-028	6.00	22.23	秋田市土崎港北六丁目地内	令和3年 11月2日 第1号

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の

4 非農地証明申請に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第19号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止の届出を受理したため、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

令和3年11月30日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

業者名	代表者	所在地	休 止 年月日
有限会社小啓石 材店	小 玉 啓 司	男鹿市脇本浦 田字丸森17番 地	令和3年 11月12日

公 告

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年9月21日付け秋田市指令第5638号で許可した開発行為に関する工事が完了したため、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年11月2日

秋田市長 穂 積 志

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野4番1
- 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市仁井田字大野4番地2
桜 田 慎 哉

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したため、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定により次のとおり公告する。

令和3年11月2日

秋田市長 穂 積 志

規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったため、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べるができる。

令和3年11月10日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地

名 称 第一リース株式会社

代表取締役 吉 田 勝 彦

所在地 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 秋田八橋複合店舗

所在地 秋田市八橋大畑一丁目107他9筆

- (3) 変更した事項

設置者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 第一リース株式会社

代表取締役 長 津 克 司

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

変更後 第一リース株式会社

代表取締役 吉 田 勝 彦

東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

- (4) 変更年月日

令和3年4月1日

- (5) 変更理由

設置者の代表者の氏名に変更が生じたため

2 届出年月日

令和3年11月1日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- (2) 縦覧期間

令和3年11月10日から令和4年3月10日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所

- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和3年11月10日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称および所在地

名 称 三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大 山 一 也

所在地 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地

名 称 グランマート手形店

所在地 秋田市手形休下町102番3 他3筆

- (3) 変更した事項

ア 設置者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 橋 本 勝

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

変更後 三井住友信託銀行株式会社

代表取締役 大 山 一 也

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社タカヤナギ

代表取締役 高 柳 恭 侑

大曲市川目字町東33番地

有限会社キカワ

代表取締役 吉 川 浩 紀

秋田市御野場一丁目1番8号

変更後 株式会社タカヤナギ

代表取締役 高 柳 智 史

大曲市川目字町東33番地

有限会社キカワ

代表取締役 吉 川 浩 紀

秋田市御野場一丁目1番8号

- (4) 変更年月日

ア 令和3年4月1日

イ 令和3年5月26日

- (5) 変更理由

ア 設置者の代表者の氏名に変更が生じたため

イ 小売業者に変更が生じたため

2 届出年月日

令和3年11月1日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- (2) 縦覧期間

令和3年11月10日から令和4年3月10日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所

- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称

- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年5月26日付け秋田市指令第3833号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年11月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田県由利本荘市薬師堂字上二本木33番地2
佐々木 庄三郎
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市牛島西三丁目290番3、290番28および290番29

秋田市公告

市有地の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和3年11月12日

秋田市長 穂 積 志

1 売払物件の表示

	所在地	地目	面積	最低入札価格
1	秋田市新屋島木町1番62	宅地	168.55㎡	2,967,000円
2	秋田市桜一丁目86番7	宅地	225.99㎡	6,193,000円
3	秋田市寺内後城356番	雑種地	273.21㎡	4,782,000円

2 入札参加者の資格

次のいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団ならびに同法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者およびこれらの者と密接な関係を有する者
- (3) 次のいずれかに該当する者でその事案があった後2年を経過しない者およびその者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者
 - ア 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利得を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結することを又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者

3 入札の場所および日時

- (1) 場所
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所5階 会議室5-A
- (2) 入札
令和3年12月17日（金）午前10時
（入札申込受付は午前9時から午前9時50分まで）
- (3) 開札
入札締切後直ちに開札
- 4 入札心得書および契約条項を示す場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市総務部財産管理活用課
- 5 入札保証金
 - (1) 現金又は秋田市を支払地とする銀行振出しの小切手をもっ

て、入札金額の100分の5以上に相当する金額を入札申込受付時間内に納付すること。

- (2) 入札保証金は、還付又は契約保証金（契約金額の100分の10以上）の納付に充当することができる。
- (3) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- 6 入札無効に関する事項
 - (1) 郵便による入札は認めないものとする。
 - (2) 入札の参加に必要な資格のない者のした入札および入札心得書に記載した事項に違反した入札は、無効とする。
- 7 売買契約の締結
落札者は、市長が落札の通知を発送した日から起算して7日以内に、売買契約書により契約を締結しなければならない。
- 8 契約保証金
 - (1) 契約者は、契約締結後、直ちに契約保証金を納付しなければならない。ただし、入札保証金を充当する場合は、充当額を差し引いた額を納付するものとする。
 - (2) 契約保証金は、契約者の申出により、当該売払代金に充当することができる。
- 9 売払代金
契約者は、契約締結後30日以内に、売払代金を市の発行する納入通知書により納付しなければならない。
- 10 現地説明会
現地説明会は実施しない（入札参加者は事前確認すること。）。

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）に規定する定期の予防接種について、予防接種を行う医師に変更があったため、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年11月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う協力を承諾した医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表1（省略）のとおり
- 2 予防接種を行う承諾を撤回した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および撤回した予防接種の種類
別表2（省略）のとおり

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和3年度第8号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和3年11月9日付け秋田市指令第6250号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年11月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
秋田市下北手桜字桜谷地7番2、7番11および7番14
- 2 開発許可を受けたものの住所および氏名
秋田市山王三丁目3番31号
グリーンコーポ桤岡A103
古 谷 優 貴
秋田市山王三丁目3番31号
グリーンコーポ桤岡A103
古 谷 愛 美

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和3年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区
秋田市河辺神内字樋沢の一部
- 2 地図および簿冊の名称
地籍図原図および地籍簿案
- 3 閲覧期間
令和3年12月1日から同月20日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く毎日
- 4 閲覧時間
午前9時から午後4時30分まで
- 5 閲覧場所
河辺市民サービスセンター 2階大会議室
- 6 誤り等申出
閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 7 地図は、令和2年11月測量、簿冊は令和3年11月12日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき、地籍調査を行った地区の土地について、地図および簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の閲覧に供する。

令和3年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った地区
秋田市雄和平尾鳥字長滝の一部
- 2 地図および簿冊の名称
地籍図原図および地籍簿案

3 閲覧期間

令和3年12月1日から同月20日まで20日間。ただし、土曜日および日曜日を除く毎日

4 閲覧時間

午前9時から午後4時30分まで

5 閲覧場所

河辺市民サービスセンター 2階大会議室

6 誤り等申出

閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。

なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。

7 地図は、令和2年9月測量、簿冊は令和3年11月2日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、令和3年11月10日付け秋田市指令第6260号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和3年11月29日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
東京都中央区日本橋人形町三丁目8番1号 T T - 2ビルディング3階
太陽鉱油株式会社
代表取締役 太 知 秀 樹
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字川久保25番1、26番1、27番1、27番2、28番2、29番3、30番2、31番2、33番、34番、25番1地先道水路および30番2地先水路